

Title	近世イギリスにおける職業エートスの展開 : Weber説をめぐって
Sub Title	The development of the doctrine of the calling in 17th century England
Author	今関, 恒夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1981
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.74, No.6 (1981. 12) ,p.617(57)- 635(75)
JaLC DOI	10.14991/001.19811201-0057
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19811201-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世イギリスにおける職業エートスの展開

—Weber 説をめぐって—

今 関 恒 夫

“His shop as well as his Chapel, is holy ground”

(G. Swinnock, *The Christian-mans Calling*, 1662, p. 33)

(一)

初期の代表的ピューリタン、ウィリアム・パーキンス(William Perkins, 1558-1602)は *A Treatise of Callings* (1603) において、平易且つ周到に「職業召命論」を展開した。それは多少の強調点の変化を伴いながら、エイムズ (William Ames, 1576-1633) の *Conscience with the Power and Cases Thereof* (1639), バクスター(Richard Baxter, 1615-91) の *A Christian Directory* (1673), さらにステール (Richard Steele, 1629-92) の *The Trades=man's Calling* (1684) などの代表的な著作に引き継がれている。この「職業召命論」は、ピューリタンの宗教倫理を現世における経済生活と結ぶ、要ともいうべき教説である。

近代社会の成立史との関連において、この点に夙に注目したのはヴェーバー (Max Weber) でありトレルチ (Ernst Treoltsch) であった。ヴェーバーによれば、世俗的職業と神の召命との両様の意味を籠めたドイツ語 Beruf (さらにそれに対応する英語 calling) が一般的に使用されるに至るのは、ルターによる聖書翻訳以来のことである。⁽¹⁾ こうした用語法の背後にある思想——「世俗的職業の内部における義務の履行をおよそ道徳的実践のもちうる最高の内容として重視したこと」——もまた「宗教改革」の産物であった。「神によるこぼれるための手段はただひとつ、各人の生活上の地位から生ずる世俗的義務の遂行であって、これこそが神から与えられた召命に他ならぬ」というこの見解は、ルターの場合、その「『摂理』の思想に相応する伝統主義的色彩」を色濃く帯びるに至り、「職業なるものは神の摂理として人が甘受し、これに順応すべきもの」とされる。さらに正統ルター派の発展は「禁欲的義務に比べて世俗内的義務を軽視する態度を除去」しはしたが、他方

注(1) 以下の叙述に関しては M. Weber, “Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus”, Vol. I of his *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie* (Tübingen: B. Mohr, 1920) I-3 (梶山・大塚訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫上第1章3)の全体を参照せよ。

で「政府への服従と所与の生活状態への順応」が説かれたのである。⁽²⁾

それに対してカルヴィニストは、行為による信仰の証しの必要を強調し、「世俗的職業生活において信仰を証しすることが必要であるとの思想」⁽³⁾(傍点引用者、以下同じ)を懐くに至る。肝腎なのは職業を神の摂理としてそこに留まること(in vocatione)ではない。職業を通して(per vocationem)神に仕えることである。⁽⁴⁾このような「職業召命論」が「職業の(職業の内部における)通常の仕事とその世俗的な仕事を営む熱意とを、そのまま宗教的義務のレベルへと引き上げる。そのような意味での職業は、物質的必要を満たす為の単なる手段ではなく、それ自体が目的となり、職業労働(Berufsarbeit)の内部で信仰を実践するという考え方への展望を開く。それは、近代的市民階級の生活様式の背後にある知的道徳的前提を形成する、仕事の為の仕事というあの理想を生み出した。」⁽⁵⁾

こうした定式化は基本的には正しいものと思われる。しかし、イギリスにおける「職業召命論」については、ピューリタン文献に即して充分詳細に検討された結果の定式化とはいえない。勿論、リチャード・バクスターの「職業召命論」に関する、詳細な、しかも広い視野の下におさめられたヴェーバーの叙述は精彩を放っている。⁽⁶⁾そうした検討を、イギリスのピューリタニズムの歴史全体に、できる限り広く加えておくことは、かれらの職業エトスを理解するために不可欠である。

(二)

イギリスにおける「職業召命論」の起源がどこまで溯れるものか明瞭ではないが、ライト(Louis B. Wright)によれば、職業を神の召命とするルターの思想は、既にウィリアム・ティンダル(William Tyndale, 1494~1536)に影響を及ぼしている。さらにヒュー・ラティマー(Hugh Latimer, c.1485-1555)の場合は一層明瞭である。「われわれは働きそして自分の職業(business)に励まなければならない。神が召し給うた職業および職務(vocation and order)において、何人も働かなければならない。働きなさい、そうすれば神はあなたを祝福され、あなたの労働力を増し加えられるで

注(2) トレルチはこの点に関して次のように述べている。「ルター主義は現世を貶め、『涙の谷』とそれを嘆く。しかし、それはそれだけのことであって、ルター主義者は義認の確信に満足し、礼典における神の臨在に育まれて現状をそのまま承認する。あるがままの現世を受け容れ、職業義務への忠実な態度にキリスト教的愛を示し、結果については神に任せ、この罪の世によって投げ掛けられる蔭を突き抜けて輝く被造物の発する神の栄光を、時に感謝しつつ享受し、満足し、確信に満ちている。」E. Troeltsch, *Die Soziallehren der Christlichen Kirchen und Gruppen*, Vol. I of his *Gesammelte Schriften* (2nd ed., Tübingen: J. C. B. Mohr, 1922), p. 648.

(3) M. Weber, *op. cit.*, p. 120 (邦訳下。80ページ)

(4) *Ibid.*, p. 77, n. 2., Troeltsch, *op. cit.*, p. 654.

(5) Troeltsch, *op. cit.*, p. 654.

(6) Weber, *op. cit.*, pp. 163ff. (邦訳、下165ページ以下) ヴェーバーはここで、必要なピューリタン文献を視野におさめていない場合がある。しかし、以下の論証において明らかなように、17世紀の「職業召命論」の枠組はほぼ同一であって、そこにおける分析を変更すべき理由はないようである。

(7) Louis B. Wright, *Middle-class Culture in Elizabethan England* (New York: Cornell U. P., 1958). pp. 171-2.

あろう。あなたが職業において正しく歩む限り、必要なものに欠けることのない為である。」「富や名誉を求めてはいけぬ。それは実に愚かなことであろうから。しかし、神がそれを賜わるのなら、それを拒んではいけぬ。⁽⁸⁾」職業は神の召命であり、従って職業労働に努めることは義務である。それに対して、神は必要なものを与えることによって、場合によっては富や名誉を賜わることによって報われる。このラティマーの主張は、明らかにカルヴェンの影響の下にある。⁽⁹⁾

こうした職業への関心は16世紀を通じて一貫しており、しかも時代を経るに従って職業の世俗的側面への興味が強化されてくる、とライトはいうが、⁽¹⁰⁾17世紀の後半に至ってもピューリタンの「職業召命論」そのものに大きな変化はないようである。イギリスにおける最初の体系的な、しかも影響力の極めて大きかった「職業召命論」は、既に述べたパーキンズの *A Treatise of Calling* であった。ここに示される「職業召命論」の原型は、後のすべての職業論に反映しているといつてよい。この点の分析は後述に委ねて、ジョージ夫妻 (Charles H. & Katherine George) 及びシュラッター (Richard B. Schlatter)⁽¹¹⁾に従って、17世紀ピューリタンによる「職業召命論」の一般的特徴を要約しておくこととする。

第1に、プロテスタントの職業観は中世的(トマス・アキナス的)なそれと明確に区別される。まず、労働の刑罰的性格を強調するトマスの職業観とは逆に、「仕事の肯定的で創造的な悦ばしい側面」⁽¹²⁾を強調している。さらに、トマスの客観的社会秩序に相応した地位や職業の階層関係を否定し、その信仰上の価値の相違を全く認めない。⁽¹³⁾ピューリタンにとって職業労働といえはまず肉体⁽¹⁴⁾労働であった。「正当且つ合法的」(honest and lawful)な職業上の義務が、神の言葉に従って果されていけば、それは聖いものとされるのである。その点で皿洗いや靴磨きと説教者とは選ぶところはないとされる。⁽¹⁵⁾換言すれば、現世はただ患難を耐えるべき「涙の谷」ではなく、職業において

注(8) *Ibid.*, p. 174 から引用。

(9) ここで注目しておきたいのは、これらの説教が、イギリスにカルヴィニズムの影響が明確になってくるエドワード6世の時代(1552)になされていることである。ライトによれば、16世紀前半の説教者たちには、召された職業に満足すべきだという共通した主張がみられたが、それは単に運命への順応を説いたものではない。「神がその知恵においてある人の召命を決意された時、その特定の義務を立派に果す為に最大限の努力を、その人は為すべきである。ある人の勤勉(industry)と徳とに心動かされて、神がその人をより一層好ましいものへと召され、職業の変更を許されるということは、ままあることだからである。神を満足させ、現世の幸福と天上の至福とを継ぐもっとも確実な方法は、現にある職業において誠実に働くことである。という点で説教者たちは一致していた。」(*Ibid.*, p. 172) ラティマーの場合にも、職業における信仰の証しに重点がおかれていたと考えられるであろう。

(10) *Ibid.*, pp. 174-5.

(11) Charles H. and K. George, *The Protestant Mind of the English Reformation 1570-1640* (Princeton: Princeton U. P., 1961), Richard B. Schlatter, *The Social Ideas of Religious Leaders 1660-1688* (New York: Octagon Books, 1971)

(12) George, *op. cit.*, pp. 132-3.

(13) *Ibid.*, pp. 138-9, Weber, *op. cit.* p. 70. (邦訳上 113ページ)

(14) George, *op. cit.*, p. 131.

(15) *Ibid.* p. 139.

「内なる楽園」を造り出すべき場とされているのである。⁽¹⁶⁾

第2に、「職業召命論」が次第に「神への信仰とマモンへの礼拝とを結びつける鎖の中心の輪」⁽¹⁷⁾となっていく。17世紀末には calling という概念は陳腐なものとなっていく。⁽¹⁸⁾そして、職業において神に仕えるという宗教的義務は、職業生活における倫理性の要求(勤勉・節制・周到・慎重などの徳目の追及)へと変質を遂げ、ウィルキンズ(John Wilkins, 1614-72)、スプラット(Thomas Sprat, 1635-1713)、グランヴィル(Joseph Glanvill, 1636-80)、ストリングフリート(Edward Stillingfleet, 1635-99)の如き自然宗教の信奉者によっても奨励されることになる。しかし、その場合にも、一方的にマモンに押しまかれるのではなく、信仰上の歯止めは失われなかったのである。⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾

第3に、「職業召命論」は主に非国教徒によって展開されたが、国教徒もこれを無視したわけではない。しかし、国教徒の場合、ジェントルマンに対し、その社会的責任を宗教的義務として果たすべきことを要求したのに対し、非国教徒、ピューリタンの場合、calling という用語は、中産階級的職業とほとんど同義語であった。⁽²¹⁾

さて、以上の如き思想家からの「職業召命論」に関する一般的帰結を踏えた上で、以下において、まず、パーキンズの「職業召命論」を定式化し、それとの関連において、アーサー・デント(Arthur Dent, d. 1607)の*The Plaine Mans Path-way to Heaven* (1601)、ジョージ・スウィノック(George Swinnock, 1627-73)の*The Christian Man's Calling* (1661-5)、サムエル・クラドック(Samuel Cradock, 1621?-1706)の*Knowledge and Practice*、トマス・グージ(Thomas Gouge, 1605-1681)の*Christian Directions* (1664)、ウィリアム・ブリッジ(William Bridge, 1600?-1670)の*How to walk with God in our Calling* (1673)における「職業召命論」をパーキンズとの関連を念頭におきつつ検討していくことにしよう。⁽²²⁾

注(16) Weber, *op. cit.*, p. 80. (邦訳上133ページ, ミルトン『失楽園』第12巻, 581-587行(平井正徳訳, 岩波文庫, 下305ページ))

(17) Schalatter, *op. cit.*, p. 187.

(18) *Ibid.*, p. 189.

(19) *Ibid.*, p. 203.

(20) 例えば「資本主義の精神」を典型的に体現しているといわれるフランクリンに、次のような言葉のあるのを想うべきである。「何と申しても、ご自分の勤勉(Industry), 節儉(Frugality), 慎重(Prudence), これらはいずれもすぐれた美德には相違ありませんが、あまりにそればかりを頼りになさってはいけません。なぜと言って、せっかくの美德も、天の祝福(the Blessing of Heaven)がなければ何の役にも立たないでしまうことがあるからです。」(*The Papers of Benjamin Franklin*, New Heaven: Yale U. P., 1963, Vol. 7, p. 349. 松本・西川訳『フランクリン自伝』岩波文庫付録「富に至る道」288ページ。訳文は松本・西川訳に従ったが、「神の祝福」は「天の祝福」とした。Godではなく Heaven である点に意味があるかも知れない。)尚、『大塚久雄著作集』(岩波書店)第8巻40ページをも参看。

(21) Schalatter, *op. cit.*, pp. 189-190.

(22) 本稿の冒頭に挙げた代表的著作はここでは取り上げない。Steele については既に論じたことがある(拙稿『17世紀ピューリタニズムの労働観——重商主義者およびA. スミスとの比較において——』『三田学会雑誌』69巻7号)。Ames, Baxter のような「大物」については別稿において扱う他はない。尚、梅津順一「ピューリタン実践指針の経済史的性格」『社会経済史学』Vol. 43-3, 同『リチャード・バクスターにおける宗教義務と経済生活——ウェーバー学説の実証的一検討』, M. ヴェーバー『宗教社会学論集』II (1977, リプリント版) 付録を参看。

(三)

パーキンは教育・説教・著作を通して、国の内外に絶大な影響を及ぼした。その体系性、明晰⁽²³⁾さ、さらに強い影響力により、かれの *The Treatise of Callings* も、後の「職業召命論」の原型をなすに至った。その冒頭において、⁽²⁴⁾ vocation あるいは calling を次のように定義づける。⁽²⁵⁾ “certain kind of life, ordained and imposed on man by God, for the common good⁽²⁷⁾”. calling とはまず現世において「すべての人が〔神によって〕そこに召し出され区別される、特定のそして正当な生活のあり方 (conversation)⁽²⁸⁾」である。斯く、calling は神によって確定されたものであって、偶然や人間の恣意によって設定されたものではないのであるから、指揮官によって命ぜられた職務を遂行する時のように全力を尽し、時計の歯車のようにその機能を正確に果すべきである。神はまず、家族・教会・国家 (Commonwealth) に必要とされる職務そのものを制定 (ordain) し、それを個々の人間に課する (impose)。即ち、calling は個人の利己的な利益の追求の為ではなく、「人類の利益と良好な状態の実現⁽²⁹⁾の為」に設定されたのである。「あらゆる社会〔家族・教会・国家〕は身体である。……その身体は、各々の calling と職務において歩む人々という構成部分からなる。各部分の働きは、他の部分、つまり何処にいる人であれすべての人の幸福で良好な状態の実現をできる限り目指すものでなければならぬ。⁽³⁰⁾」

注(23) Wright, *op. cit.*, p. 170, 拙稿「ウィリアム・パーキンスにおける Riches と Calling——エリザベス朝ピューリタニズムに関する一研究——」『主流』第34号 75-7ページ。そこにおいて既にパーキンスの「職業召命論」を論じておいたが、その際 *The Treatise of Callings* の全体を参照できなかったので、本稿において不十分な点を補いたい。

(24) かれの著作の影響力を考える場合、その文体——いわゆる “plain style”——を指摘しておくべきだろう。しかもそれは、かれ自身の文体にとどまらず Arthur Dent を媒介にして John Bunyan へと継承されている可能性を Rosemary A. Sisson が指摘している (“William Perkins, Apologist for the Elizabethan Church of England”, *Modern Language Review* XLVII, 4, pp. 496-7). 16~7世紀におけるピューリタン文献の文体上の変化という重要な問題をこれは含むが、筆者の手に余るので、ただ指摘するにとどめる。

(25) Wright は、ウェーバーがもしパーキンスの *The Treatise of Calling* を知っていたら、バクスターと並んでかれを Weber Thesis の「適切な例証」として取り上げたに違いないという (“William Perkins: Elizabethan Apostle of ‘Practical Divinity’”, *Huntington Library Quarterly* Vol. III, no. 2, p. 182.)。パーキンスの「職業召命論」に影響を与えた具体的な人物や著作は不詳であるが、かれが Calvin の影響下にあることは明白である。ただ影響という点については充分慎重であらねばならない (Ian Breward (ed.), *The Work of William Perkins*, “The Courtenay Library of Reformation Classics” 3; Appleford: The Sutton Courtenay Press, 1970, Introduction, pp. 16ff.). 尚、パーキンスが moderate Puritan であることを認めながらも、良心的に Church of England にとどまったと Sisson は主張する (*op. cit.*, pp. 499-502)

(26) この著作は Breward(ed.) *op. cit.* にも取められているが省略箇所が多い。本稿では1635年版全集 *The Workes of . . . Mr. William Perkins*, London: John Legatt, 1635) 第1巻所収 *A Treatise of the Vocations, or Callings of Men: with the Sorts and Kindes of them and the right Use thereof.* を使用した。

(27) *Ibid.*, p. 750.

(28) *Ibid.*, p. 750.

(29) *Ibid.*, p. 751.

(30) *Ibid.*, p. 751.

社会全体が「幸福で良好な状態」を保つように、神が calling を各個人に按配されたのであるから、「何人も、言葉であれ行為であれ、何かを企て実行しようとする場合、それを calling に基づいておこなわなければならない。その範囲、限界、範囲の内部に留まらなければならない。」⁽³¹⁾

それでは、いっそう具体的には calling とは何か。第1に、人が神に対して直接果すべき、すべての人に同等に要求される「一般召命」(General Calling)である。それによって「人は現世から呼び出され、神の子とされ、キリストの一員とされ、天国の継承者とされる。」⁽³²⁾ 具体的には礼拝出席、陪餐、祈り、聖書诵读等々である。これはパーキンズにとっては、第2の範疇である「個別召命」(Personal Calling)あるいは「特殊召命」(Particular Calling)よりも重視されるが、われわれの観点からは、これ以上の説明を要しない。そこで第2の「特殊召命」とは「あらゆる社会〔家族・教会・国家〕において、人と人との間に神が設けられたあの区分に発する特定の職務の実行」⁽³³⁾である。「特殊召命」は更に細分される。(1)「それなしには社会が立ち行かない、あらゆる社会の本質と基盤とをなす」⁽³⁴⁾召命。主人と奉公人、夫と妻、親と子、支配者と従者、牧師と平信徒等の任務がそれである。(2)社会を「良好で幸福で平穏な状態」⁽³⁵⁾に保つための召命、即ち職業。農民・商人・(身体の部分の数だけ職種が多い)織物業・大工・石工(以上は衣食住に関係する)、内科医・外科医(健康維持)、兵士・法律家(平和維持)などがそれである。これは、家族・教会・国家を外的に条件付けている、不定形の、しかし人間相互を社会的分業関係においてしっかりと結合する「市民社会」における役割だと解することができるであろう。

この点に関連して注目されるのは、「特殊召命」すなわち職業に就くことは、すべての人に要求される義務であるが、次のような人々はその義務を果していない、と指摘されていることである。(1)「ごろつき、乞食、浮浪人が容認されている国家があれば、そこには如何わしい無秩序がある。この種の連中はみな市民社会(civill society)すなわち都市(corporation)にも、特定の教会にも属さず、腐った手足のように身体から落ち零れているからである。」⁽³⁶⁾(2)修道士は「特定の社会の好ましい有益な構成員」たるに必要な「特定の私的召命」をもたず、すべてのキリスト者に要求される祈りと断食という一般的義務を果すに過ぎない。⁽³⁷⁾(3)莫大な財産と収入をもつ富者は、「飲み食いや遊技・娯楽に日を過し、教会と国家に仕えることがない。」一見幸福そうに見えるジェントルマンも、すべての人がその賜物に応じ「私的召命」⁽³⁸⁾にあって「公共の福祉」(common good)に貢献すべきであることに照して、実は不幸という他ないのである。(4)富者や身分の高い者に仕えるだけの

注(31) *Ibid.*, p. 751.

(32) *Ibid.*, p. 752.

(33) *Ibid.*, p. 754.

(34) *Ibid.*, p. 758.

(35) *Ibid.*, p. 758.

(36) *Ibid.*, p. 755.

(37) *Ibid.*, pp. 755-6.

(38) *Ibid.*, p. 756.

奉公人 (serving men, waiting servants) は、主人と共に飲み食い、惰眠を貪り、ゲームを楽しむだけで、「教会と国家とにとって、もっとも無益な構成員」である。これらはまさに、アダム・スミス⁽³⁹⁾ (Adam Smith) の「不生産的労働」 (unproductive labour) = 「怠惰」に他ならない。⁽⁴⁰⁾ 逆にパーキンスの「特殊召命」は、「市民社会」を媒介として社会 (パーキンスにとっては家族・教会・国家) の福祉を増進する限りにおける職業 (スミスの「生産的労働」 productive labour = 「勤勉」) なのである。

それでは、職業の撰択は如何になさるべきか。第1に、家族・教会・国家の維持に必要とされる「正当で合法的な職業」 (honest and lawful calling)⁽⁴¹⁾ でなければならない。そして第2に、各人の愛好 (affection) — 好み (mind) と欲求 (desire) — と賜物すなわち才能 (gifts) によって適性を判断すべきである。「このようにして愛好と才能とを検討し、一致してそれに適した職業を見出したのなら、それがその人の calling といってよい。何故なら、かれがそれを何よりも好み (like)、どこからみてもそれにもっとも適しているのだから」⁽⁴²⁾ (自由意志に基づく職業撰択の原理)。このようにして撰ばれた職業は「どんな職業であっても、それを正しく扱うことによって、そこにおける業は、それ自体としては卑しくみずばらしくとも、良き業とされる」⁽⁴³⁾ ののである。

それでは、職業をどのように正しく扱ったらよいのであろうか。広義における calling の実践に当って、何よりも要求される徳目は「勤勉」 (diligence) だとパーキンスはいう。⁽⁴⁴⁾ 神が賜物を授けたのは、神へ奉仕し、神の栄光を増し加えるべく、現世にあって働くためである。そして「calling における労働は金や銀と同じような価値をもつ。」だから賜物をより活用し、より勤勉に働く者にはより多くのものが与えられ、そうでない者からは持っているものまで取り上げられる。諺にもあるように、職業は土地と同じく失われ得るものである。しかし、職業上の技術や労働 (skill and labour in a good occupation) は、土地を失おうと職を失おうと有効且つ有益である。公共のために有益である限り職種はあまり問題ではない、肝腎なのは職業における勤勉な労働そのものである。従って逆に、「怠惰と不精 (idleness and slothness) は、教会と国家という人類の社会に神が制定された見事な秩序を破壊する」ものなのである。

しかし、「勤勉」な労働が常に神の栄光のために為されるとは限らない。だとすれば、「何人もその私的召命の実行を……キリスト教の一般召命の実行と結びつけなければならない。……自分自身

注(39) *Ibid.*, p. 756. 別の個処でパーキンスは “live by usurie, by carding and dicing, by maintaining houses of gaming, by playes and such like” (p. 750) は calling とはいえないとする。さらに *astrolongers* や *alchemists* をもこれに加えている (p. 764)。その他に、C. Hill よれば、年間52日の安息日にさらに 52日の聖人祝祭日を加えて、1年の4分の1以上を無為 (“in rest and idleness”) に過ごす教皇派が、この義務を果していないとパーキンスはいう (*Puritan and Revolution*, London: Secker and Warburg, 1958, p. 226)。

(40) 前掲拙稿「17世紀ピューリタニズムの労働観」pp. 39-41. 参看。

(41) *Ibid.*, p. 758.

(42) *Ibid.*, p. 758-9.

(43) *Ibid.*, p. 758.

(44) 以下については *ibid.*, p. 752 参看。

の私的召命においてキリスト者であることを示さなければならぬ。⁽⁴⁵⁾ 人生の目的は、神の「道具」(instrument)として「人に仕えることにおいて神に仕えること」⁽⁴⁶⁾である。「一般召命」と結びつかない「特殊召命」は「不正と瀆神」に他ならないが、反対に「特殊召命」と切り離された「一般召命」も、「特殊召命の実践という力を欠いた敬虔の形式」に過ぎない。一方で不法な職業（高利貸・独占業者）に就き、商略と欺瞞（秤のごまかし・嘘言）の限りを尽し、冒瀆的な言辞を弄し、淫蕩・好色でありながら、他方でそれを償う為に、説教を聴き、祈り、聖餐を受けるなど敬虔の装いを凝らしても、それは偽善である。「君が選びと救いの徴と証拠」(signes and tokens of thy election and salvation)が欲しいのなら、君はそれをしっかりと結合された君の二つの召命の持続的な実行(constant practice)から引き出してこなければならぬ。⁽⁴⁷⁾ ここには「神の国」と「地の国」との緊張した結合があり、その緊張を、「神の道具」として、「持続的な実行」を貫きつつ生き抜いていくことを救いの確証と見るピューリタンの姿を読み取ることができる。

こうしたピューリタンの精励も、現世における営みである以上、様々の悪(vice)につきまといわれる。その第1は「貪欲」(covetousness)である。「貪欲は、ほとんど誰でもが、それによって職業とその仕事とを、単に富(wealth and riches)を集める手段に貶めてしまった周知の悪徳である。これは現世における罪の首、首領のひとりであって、そこから悪徳の海が教会と国家へと流れ出すのである。」⁽⁴⁸⁾ 勿論、職業労働によって自分と自分の家族とに必要且つ十分なものを得ることは貪欲ではない。そして「現世の事物について充分であるかどうかを定める基準は、われわれが共に生活している者のなかで、誰よりも敬虔であり、慎ましく、賢明な人々に共通な判断と実践でなければならない。地位と職業との違いに応じて、すべての人にとって必要かつ充分であるとかれらが判断したことが、充分だと見做される。」⁽⁴⁹⁾ 即ち、貪欲かどうかを判断する客観的な基準はなく、各人の立場において信仰的良心に従って判断する以外はない。「富はそれ自身においては善である。しかし、すべての人にとってそうなのではない。だから、われわれにとって善且つ有益(good and profitable)であると判明している以上のものを求めるべきではない」という場合の「善且つ有益」⁽⁵⁰⁾が具体性を欠き曖昧さを含む以上、「富はそれ自身においては善である」という言明が重みをもつことになる。さらに、「かれら〔信仰深い富者〕は神の賜物によって豊かになったのであって、自ら求めたのではない。だから、かれらが職業の道歩んでいる間に、神の自由意志によって富が授けられた場合には、たとえそれが必要以上の富(abundance)であってもそれを受けることが許され

注(45) *Ibid.*, 756.

(46) 以下については *ibid.*, p. 757. 参看。

(47) *Ibid.*, p. 757.

(48) *Ibid.*, p. 767.

(49) *Ibid.*, p. 769.

(50) *Ibid.*, p. 769.

るのである⁽⁵¹⁾」ということになれば、信仰と富との共存を妨げるものは何もない。勿論パーキンズの強調点は、職業において信仰を証しせよというにある。従って富を手放して肯定しはしない。かれの論理は、職業における勤勉な労働の結果としての富の正当性を評価するとともに、他方において食欲の蔓延をどうにか食い止めんとする「緊張」を孕んでいるのである。

避くべき悪の第2は「不正」(injustice)⁽⁵²⁾である。パーキンズは、例えば商工業者については、秤のごまかし、買占め、商品の見栄えをよくするための細工等々、領主については、搾出地代、不当な上納金の要求、共同地の囲い込み、農民や穀物商人については、穀物の退蔵、貧民の為の貯穀の私用を挙げている。これらは、独立生産者・小農民の利害からの「不正」の告発とみることもできるであろう。

ところで、こうした「不正」が一般化した社会においては、「現世は無意味 (naught) であるから、現世に生きていこうとする者は、他人のやっていることを自分もしなければならぬのだ」と多くの者がいう。パーキンズが真向から対決するのは、このようなシニカルな態度であった。キリスト者は、神の摂理が現世におこなわれることを信じ (faith)、それを「一般召命」と「特殊召命」を通じて、神と人に対して証し (love) していかなければならない、こうした確信と愛をもって職業に従っていかなければならない、とかれは主張するのである。

最後に、人は己の行動について決算報告書 (account) を提出しなければならないという。「商工業者は世俗の財産について、かれらの店で収支の帳簿をつける。それならば、われわれの信仰的財産について同じことを、それ以上の熱意をもって、しなくてよいだろうか。⁽⁵⁴⁾」まず、神から与えられた霊的世俗的恩恵・祝福・賜物を漏れなく収入として記入せよ。世俗的なそれとは、平穏な生活、健康、富、自由、名声等々。霊的なそれとは、知識、信仰、希望、愛、悔改め等々。ことに calling の義務を果すための能力については、それは神の賜った才能 (talent) であるから、ことさら明細をはっきりさせておかなければならない。次に、神と人に対して犯した罪、すなわち能力の濫用、無知、怠慢、意志薄弱等を支出として記帳しなければならない。この収支決算によって判明することは、人間の名利の追及に現を抜かず世俗的 (worldly) 性向であり、日毎の罪の大きさを示さない。しかし、それによって己れの霊的状态 (spiritual estate) を知り、神の前に立つ時の心構えをもつことができるのである。本稿の視点からすれば、生涯の収支決算という合理的な考え方そのもの (それが商工業者の営みを模倣するものであることは言うまでもない)、calling がそのなかで重要な意味合いを帯びていることに注目しておけば足りる。

注(51) *Ibid.*, p. 770.

(52) *Ibid.*, p. 771.

(53) *Ibid.*, p. 771.

(54) *Ibid.* p. 778.

(四)

(1) Arthur Dent 「職業召命論」

デントには個有の意味での「職業召命論」はない。しかし、*The Plaine Mans Path-way*⁽⁵⁵⁾の全体をその思想は貫いている。まずデントは、8つの「確実な救いの徴し」(Infallible signes of salvation)⁽⁵⁶⁾のなかに「callingにおける忠実」(Faithfulness in our calling)を挙げる。デントの場合、callingを「義認」、「聖化」、「栄化」と並んで、神の選びへの「召命」の意味で用いることが多いから、このcallingも、そのように理解すべきかも知れない。しかし、ここでは「エペソ人への手紙」4章28節(「貧しい人々に分け与えるようになる為に、自分の手で正当な働きをなさい。」)を引照していることから、いっそう狭義の任務・職業の意味でこの用語を用いていると考えてよい。

そこでデントは「正当」(honest)且つ「合法的」(lawful)な「職業において勤勉に働く」(labour diligently in his calling)⁽⁵⁹⁾ことの重要性を様々の側面から説く。まず、救いの確証以外に、もうすこし具体的なレベルでの職業労働の意義を掲げる。(1)「主によって全人類に課せられた軛。」(2)「現世における生活の必要を満たす為。」(3)「人間社会の利益の為。」(4)「悪しき思いや行為を避ける為。」⁽⁶¹⁾デントの「職業召命論」は、第4のいわば禁欲の手段としての労働と関連して展開する。

大酒飲み(Drunkenness)を弁護してこういう人がいる。居酒屋(Alehouse, Tavern)で酒を飲み交わし、ゲーム遊びに耽る、それは友情や隣人関係を深めるのに都合のよいことだ、と。しかし、貧しい労働者や職人が、居酒屋で怠惰に日を過すことは、ただ時間と金銭を浪費するだけで、真の友情など生れるはずがない。「貧しい人々が、それぞれの職業に就かず、怠惰、自堕落な生活を送る、一方哀れな妻子は何時餓死しても、何時物乞いして歩き、盗みを働いてもおかしくないような姿でパンを待っている。」⁽⁶²⁾これは不信仰な行為という他はない。こうした飲んだくれを矯正する手段の

注(55) Arther Dent, *The Plaine Mans Path-way to Heaven*, 1601 ("The English Experience" no. 652.; Amsterdam: Walter J. Johanson, INC., 1974) 出版年号はパーキンズの*A Treatise*より早い。デントがパーキンズの影響を受けていた可能性はあり、この書物のなかで、キリスト者の読むべき良書の著者として"Maister Perkins"に触れている(p. 356)。この書物の歴史的意義については拙稿「16-17世紀イングランドにおけるピューリタニズムと識字技能について」『同志社大学英語英文学研究』27号、17-8ページ参照。

(56) Dent, *op. cit.*, pp. 33-4.

(57) *Ibid.*, pp. 263, 319-20など。

(58) Dentも選びの確実性を人間の側に求めることはできないという(*ibid.*, pp. 317-8)。しかし、信仰とその果実は共に「選び」と関連するから、行為という信仰の「結果によって」、「予定」を判断できるとするのである(*ibid.*, pp. 318-9)。

(59) *Ibid.*, pp. 192-3.

(60) *Ibid.*, pp. 103, 177, 187, 195, 253-4。デントも「一般召命」と「特殊召命」の区別をしているが、特に定義をせず自明のこととしている(p. 254)。

(61) *Ibid.*, pp. 192-3.

(62) *Ibid.*, p. 187.

ひとつとして“labour in our calling”⁽⁶³⁾が掲げられるのである。

また「怠惰 (Idleness) はすべての悪の母であり、あらゆる美德の継母である。いかにもそれは、あらゆる無法の曾祖母である。それは淫蕩の母、高慢の母、窃盗の母。大酒飲みの母、無知の母、誤りの母、貧困の母、中傷・陰口・無駄口・噂話・口論・嘲笑・喧嘩等々の母である。」⁽⁶⁴⁾怠け者の代表は貴族やジェントルマン、「怠惰な道楽者」(lazie losels), 「怠慢な若者」(luskish youthe), 富裕な市民ことに婦人たちである。⁽⁶⁵⁾こうした怠惰がはびこるのは「正当な職業に就いていない者が余りに多い」⁽⁶⁶⁾からである。かれらには“diligence in a lawful calling”が要求されるのである。

このように職業は「悪しき思いや行為を避ける」ために有効であるが、「現世の職業」(worldly business)⁽⁶⁷⁾は危険も大きい。「過度の金銭欲」(excessive love of money) 故に、小売商人や奉公人は虚偽を何とも思わなくなっている。⁽⁶⁸⁾「肉につけるプロテスタント」(carnal Protestant) は教会には来るが、それで充分だと、「かれらの心は食欲に向けられる。」⁽⁶⁹⁾こうした食欲を避けるためには、神を恐れ、良心をもって勤勉に職業に従わなければならない。⁽⁷⁰⁾「貧しい」とは持たざるのではなく、あまりに多くを望むことである。⁽⁷¹⁾「富む」とは持てるのではなく、多くを望まないことである。このことを理解しない限り食欲の罪に陥ることは避けがたい。

(2) George Swinnock の「職業召命論」

スウィンノックは *The Christian-mans Calling*⁽⁷²⁾ の冒頭において、信仰 (religion, godliness) を生業 (business, chief occupation) として追及しなければならないという。「信仰はわれわれの生業でなければならない。現世においてわれわれが従うべき大いなる仕事 (Trade) は、真理を扱う仕事 (Trade of Truth)⁽⁷³⁾ でなければならない。」後述の如く、ピューリタンの「職業召命論」一般に見られる職業を聖化するという視点もかれにはあるが、まず信仰を職業化するという方向が打出されているのは興味深い。

その場合、信仰を business, chief occupation, trade として追及せよという表現以外に、信仰

注(63) *Ibid.*, p. 189.

(64) *Ibid.*, p. 189.

(65) *Ibid.*, pp. 191-2. [但し pp. 191-2 は二重にページが打ってあるので注意]

(66) *Ibid.*, p. 192.

(67) *Ibid.*, p. 103.

(68) *Ibid.*, p. 173.

(69) *Ibid.*, p. 140.

(70) *Ibid.*, p. 103.

(71) *Ibid.*, p. 110.

(72) G. Swinnock, *The Christian-mans Calling: or a Treatise of Making Religion ones Business, Wherein the Nature and Necessity of it is discovered* (London: The Parkhurst, 1662) Swinnockは以下に取り上げる Cradock, Gouge, Bridge と共に 1660-1662 年の「王政復古」期に eject された非国教徒ピューリタンである。A. G. Matthews, *Calamy Revised being a revision of Edmund Calamy's Account of the ministers and others ejected and silenced, 1660-1662* (Oxford: The Clarendon Press, 1934) の該当個処を参照せよ。

(73) Swinnock, *op. cit.*, p. 9.

を calling として追及せよという表現もあるから、信仰を「一般召命」として追及せよと述べているに過ぎないのかも知れない。例えば次のような場合はそうであろう。「キリスト者は自らの特殊召命に従ってよい。否従わねばならぬ。しかし、それはその人の生業 (main business) ではない。それは、かれがそのために現世に遣わされた使命ではない。確かに神は特殊召命を人間の為に備えられはしたが、実は一般召命の為に人間を造られたのである。」⁽⁷⁵⁾

それにしても、信仰生活すなわち「一般召命」の模範を business や trade に仰いでいる点は独特である。商工業者 (tradesman) や農民 (husbandman) の「勤勉は、かれらがその職業 (calling) において懸命に働き、それを改善するためにあらゆる機会を活用するところに表現されている。……同様に宗教を自分の生業 (business) とする者は、主の業において勤勉であり力を惜しまない (industrious and laborious)。」⁽⁷⁶⁾ このように「信仰を生業とする」とは第1に信仰的義務を勤勉に果していくことである。第2には、どんな場合にも信仰的義務を優先するという⁽⁷⁷⁾ことであり、第3に信仰的義務を最後まで持続的に (with constancy) 遂行していくことである。⁽⁷⁸⁾これは、あらゆる瞬間において「無限に活動的」な、「その行動において何にもまして持続的かつ勤勉」な神の模倣でもあるが、それ以上に、世俗的職業において要求される行動形態のアナロジーでもあったと考えられる。

その類比はきわめて具体的である。「商工業者は1年中何か職業上の仕事に携わっている。帳簿の計算、掛け取り、傷んだ商品の修理。だから怠惰でいる余裕などないのである。さらに、年間のある特定の時期には取引が集中し、店は顧客でごったがえす。1週間中品物を送り出したり受け取ったりし続ける。その際には、この上ない勤勉と注意深さが要求される。」⁽⁸⁰⁾ここに生き生きと描き出される商工業者の営みは、キリスト者の生活に較べられる。「キリスト者は、ある時には特殊召命において地に身を屈めなければならないが、時には直接の神礼拝において天に昇るのである。いづれにしても、かれは常に敬神の道を歩まねばならない。」⁽⁸¹⁾週日にも、キリスト者としての義務を果さなければならないが、聖日（「直接の神礼拝」の時、あるいは「聖なる義務を果すべき時」）⁽⁸²⁾は「キリスト者の市場開設日 (Christian market day)」と呼ばれ、商工業者の市場開設日に擬せられる。「その日にはなすべき仕事が多く、この上ない勤勉が要求される。」⁽⁸⁴⁾

注(74) *Ibid.*, p. 12.

(75) *Ibid.*, p. 44.

(76) *Ibid.*, p. 26.

(77) *Ibid.*, p. 21.

(78) *Ibid.*, p. 35.

(79) *Ibid.*, pp. 9-10.

(80) *Ibid.*, pp. 106-7.

(81) *Ibid.*, p. 104.

(82) *Ibid.*, p. 107.

(83) *Ibid.*, p. 107.

(84) *Ibid.*, p. 107.

こうした類比が可能であったのは、職業上の義務を勤勉に持続的に慎重に果せ、という奨めが「小市民層や借地農民層」⁽⁸⁵⁾において実を結び始めていたからであろう。しかし、かれらの営みは、ピューリタンの目から見て、諸刃の剣であった。職業は信仰を証しする場であると共に、人を信仰から引き離す力を具えているが故に、それに対するかれらの態度は両義的である。

世俗的職業についての第1の命題はこうである。「諸者よ、君の義務は、君の特殊召命において一般召命に心を尽すにある。地上にあって君の職業 (trade) に従っている間、天において仕事 (trade) に携わる如くに働くにある。君が主から召命を受ける時、君の労働 (labour) とは別にそれがあるのではない。否、君はキリストに仕える者であると同時に、一定の精神的あるいは肉体的な職業 (calling) において、君の国に仕えなければならないのである。その場合、天職における君の勤勉は、貪欲からではなく良心から発したものでなければならない。君の富への愛着からではなく、神の言葉への服従から出たものでなければならない。」⁽⁸⁶⁾ 職業において神と人にと仕えるという、その積極的な側面が評価されているのである。

第2の命題はこうである。「これらの〔俗〕事はわれわれを汚し、破滅に追い込みがちである。だから、われわれが浄められるまで、俗事には係わるべきではないという律法を神はお立てになったのである。民数記 31:22-23」「特殊召命はわれわれの幸福 (good) の為に備えられたのに、われわれの悲惨となることが何と多いことか。……特殊召命という土は、災厄という水でさえ消すことのできなかった献身という火を消してしまうことがある。」⁽⁸⁷⁾ この危険を避けながら、どのように職業において神と人にと仕えていくか、それがスウィンノックの次の課題である。

勧告の第1はこうである。神を恐れ、神の言葉に従え。職業労働において勤勉、実直でなければならないが、それはあくまで神の召命に対する応答としてである。⁽⁸⁸⁾ 従って、「特殊召命」⁽⁸⁹⁾ に心と時間を過度に奪われてはいけない。「特殊召命」は元来召使いであるべきものであるのに、それが一旦主人顔をしだすと手に負えないものになる。⁽⁹¹⁾ だから、日常の仕事が忙し過ぎて「一般召命」に差し支える場合には、賢明な船乗りが沈没を避けて積み過ぎた荷を海上に投棄するように、日常仕事を減らすべきなのである。⁽⁹²⁾ 第2に、神の言葉に従った職業労働に対しては、神は報われるところ

注(85) Weber, *op. cit.*, pp. 194-5. (邦訳下226, 231-2ページ)

(86) Swinnock, *op. cit.*, p. 466.

(87) *Ibid.*, p. 467.

(88) 例えば次のような個処を見よ。「キリスト者は、飲み食いしている時も、売買に携わっている時も、耕作し種を播いている時も、馬上ある時も歩いている時も、何を為しようとか何処に居ようと、常に神を恐れなければならない。」(*ibid.*, p. 104.) 尚、「勤勉」については本書全体で強調されているが、例えば次のような記述を参照せよ。「永遠の生命は勤勉な人々に約束されている。永遠の死は怠惰な人々のものである。……永遠の生命を得るために懸命に働か (labour hard) ない者があるか。永遠の死、永遠の苦痛を避ける為に日夜働か (work) ない者があるか。」(*ibid.*, p. 57.)

(89) *Ibid.*, p. 476.

(90) *Ibid.*, p. 478.

(91) *Ibid.*, p. 475.

があろう。「君の職業において繁榮に至る道 (the way to thrive in thy trade) は、自分の頭や手に頼ることにはなく、君の行動に対する神の祝福に信頼することにある。」⁽⁹³⁾第3に、職業によって全体に対して貢献せよ。身体 (Body Natural) 同様政治体 (Body Politick) にも秩序がある。その秩序における持場を守ることによって、全体に貢献すべきである。逆に「怠惰な人間は顔にできた瘤のようなもので、身体から栄養を受けるが、身体を醜悪にするだけである。」⁽⁹⁴⁾

このようにスウィンノックの場合、特殊召命の危険性に対する配慮が行き届いている。この書全体にわたって、職業に携わる者の生活態度が、信仰者の生活上の模範とされているにもかかわらず、世俗的職業の危険性は割引きされていない。しかし、前述の如き勸告に従う限り、むしろ積極的に特定の職業に携るべきものとされる。そして、富の如き危険物をも、そうした働きがもたらしたものとして是認していく。「神に相応しい方法で入手した富はすべて快いが、悪しき方法で不正に手に入れた富はすべて毒である。」⁽⁹⁵⁾「神に相応しい方法」とは例えばこうである。「勤勉な手はそれだけでは何も為し得ない。神の祝福がなければ何も。神の祝福は限りなく有効なものだが、勤勉な手がなければ、ほとんど何事も為し得ないであろう。しかし、この両者が結びつけば、人を富裕 (rich) にする。」⁽⁹⁶⁾もはや、これについて語るべきことはないが、「敬虔は外的な繁榮に至る最上の道である (Piety is the best path to outward prosperity)」⁽⁹⁷⁾とスウィンノックが述べる時、主観的には「敬虔」に重点が置かれているにしても、客観的には「敬虔」と「繁榮」は同一視され兼ねまい。「Justification by success」への道へはいま一步であろう。

(3) Samuel Cradock の職業召命論

クラドックにとって「特殊召命」=職業労働は(1)神の栄光を目指した神の命令への服従であり、(2)「多くの罪や誘惑に対する素晴らしい予防手段」であり、(3)「人間社会」(humane society) への貢献手段である。従って何人もそこにあって、勤勉に努力しなければならない。誰も「怠惰に生きる特権」⁽⁹⁸⁾を有していない。しかし、こういう問題はある。「多くの人が骨身を惜しまず働くが、それは神の命令に対する良心的態度からでも、神の栄光を思ってでもない。」⁽⁹⁹⁾「あまりにも多くの自ら

注(92) *Ibid.*, pp. 481-2.

(93) *Ibid.*, p. 487.

(94) *Ibid.*, p. 481-2.

(95) *Ibid.*, 472.

(96) *Ibid.*, pp. 470-71.

(97) *Ibid.*, p. 480.

(98) Samuel Cradock, *Knowledge and Practice, Together with The Supplement: or, A Plain Discourse of the Chief Things necessary to be Known, Believ'd, and Practis'd in Order to Salvation*, 4 ed. (London: Herny Mortlock, 1702) p. 153. Ch. 8が“Of Diligence in our Particular Callings”にあてられているが、さらに Ch. 9. “Concerning just Dealing in Traffick, Trading, and Commerce”があるのは特徴的である。十分に展開された議論はないが、ここでは明確に商工業者が視角の中心におかれている。

(99) *Ibid.*, p. 153.

キリスト者と名乗る人々」が「不正・詐欺・欺瞞」に染まっている。⁽¹⁰⁰⁾ その場合には、「充分な注意を払っていないと、現世の職業 (employment) は霊的な義務を押しつけてしまいがちになるだろう。」だから「現世の職業を過度の執心と熱意をもって追及してはいけない。」「現世を利用するのはよい。現世に愛着をもつことには用心せよ。」⁽¹⁰¹⁾

しかし、「神がわれわれをキリスト者として召されたの時、神は現世に対する愛着を否定されたのであって、現世に対するわれわれの任務 (employment) を否定されたのではない」⁽¹⁰²⁾ のだから、現世を逃れるのではなく、神に相応しく職業活動に携わることが要求されるのである。例えば、商取引 (business of traffick) はいくらでもごまかしがきくから、「確固たる決意をもって自らを持し、正義と公正への愛を深く心に抱く必要がある。」⁽¹⁰³⁾ こうして、「神の言葉の許し給うことをなし、われわれの努力に対する神の祝福を謙遜に祈り求める時、われわれは繁栄への正しい道 (a right course to prosper) を辿っているのである。」⁽¹⁰⁴⁾ かくて、「どのように合理的に考えてみても、真の敬虔と真の正直が最高の方策 (true piety and exact honesty is the best policy)」⁽¹⁰⁵⁾ ということになる。

(4) Thomas Gouge の「職業召命論」

「特殊召命」が神の摂理にもとづくことを述べた上で、グージは次のような契めをなす。(1)折りをもって仕事を始めなさい。「実に祝福のみが富 (rich) をもたらし、われわれの企てるすべてのことを繁栄と繁盛に導くからである。」⁽¹⁰⁶⁾ (2)職業義務において勤勉でありなさい。「calling として君に属する仕事や義務 (works and duties) が何であれ、勤勉に精を出して (diligently and industriously) それに当りなさい。……それを君に契めるのは、calling における勤勉が通常、富と豊かさ (rich and plenty) で報われることを知っているからである。」しかし、勤勉な職業労働には、俗念や貪欲が付きまとうことがあるから、次の2点を銘記しなさい。(a)「一般召命」を無視するほどに、「特殊召命」に過度に勤勉であってはならない。ここで「一般召命」を、worldly businesses, earthly employments に対して spiritual business とか spiritual employment と表現しているのは注目に値するであろう。(b)職業労働を霊的なものとしなさい。頭脳労働ではなく手労働に携わっている場合なら、働きながら神を冥想することもできるだろう。(3)職業労働において不正をおこなわず誠実・公平でありなさい。(4)労働の結果の成功不成功については思い煩わないようにしな

注(100) *Ibid.*, p. 156.

(101) *Ibid.*, p. 154.

(102) *Ibid.*, p. 153.

(103) *Ibid.*, p. 156.

(104) *Ibid.*, p. 153.

(105) *Ibid.*, p. 157.

(106) Thomas Gouge, *Christian Directions, showing How to Walk with God all the Day Long*, 1664 (London: The Religious Tract Society, 1831), Ch. XII-Of the duties of our calling. 以下の叙述は pp. 68-71 による。

さい。(5)労働に対する祝福・報いについては神に栄光を帰しなさい。

グージの「職業召命論」は短いながら、よくバランスのとれた議論を展開している。calling 一般を business とか employment と捉える視点、富に対するむしろ楽観的な態度において特色をもつ。

(5) William Bridge の「職業召命論」

ブリッジはまず、calling の用法を限定して次のように述べる。「calling という言葉は、通常世俗的業務 (employment), 外的な職業 (occupation) の意味で用いられる」が、ここでは「外的な身分や地位」の意味を含めて用いる、と。O. E. D. によれば、“Position, estate or station in life; rank” の意味で calling が用いられるのはウィクリフ以来であり、それに “Ordinary occupation, means by which livelihood is earned, business, trade” の意味が加わるのは、16世紀中端以降のことである。ところが、17世紀の後半に至って、ブリッジがわざわざ断わらなければならない程に、「世俗的職業」の意味に限定されて用いられるのが普通になってきた、ということであろう。換言すれば、元来 calling = 「外的な身分・地位」と看做されていたものが、むしろ「職業」と同一視されるような社会的変革の時代を経過したことを意味しよう。しかしブリッジを含めたピューリタンは、calling が世俗的職業のみを意味するような現実を踏えながら、「地位と職業との両様の意味における正当な calling は神の場である⁽¹⁰⁸⁾」という観方を取り続けている。

ブリッジによれば、calling はキリスト者にとって決定的な意味をもち、「その calling において神と共に歩まない者は、そもそも神と共に歩むことはできない⁽¹⁰⁹⁾。」「私の calling は私の賜物と恵みのすべてを植えつけるべきあの場なのである。私に恵みが与えられているとすれば、それは私の calling に現われるであろう。私が悪人であれば、それも私の calling に現われるであろう。何人も、その calling におけるがままの人間なのである⁽¹¹⁰⁾。」そうして、現世における神との関係がそこにすべて現われてくる神に仕える場としての職業や地位に、価値の上での相違はない。「もし君がある人を鋳掛け屋とか靴直しと呼んでも、その人はそれを恥すべきこととは思わない。それがかれの calling なのだから。大酒飲みとか放蕩者とか呼べば、それは恥しいと感ずる。かれの calling に属することではないのだから⁽¹¹¹⁾。」「人を汚すのは、地位・役割・職業すなわち calling ではない。

注(107) William Bridge, “How to walk with God in our calling”, *Remains, being Eight Sermons*, 1673 in his *The Works of the Rev. William Bridge, M. A.* (London: E. Palmer and Son, 1845) Vol. V. *Ibid.*, p. 74.

(108) *Ibid.*, p. 76. その意味で、ピューリタンが職業と並んで、夫妻、父子、主人と奉公人等の関係のあり方を論ずるのは当然である。ピューリタンの側からすれば「calling論」として職業のみを取り出すのは一方的であるが社会的影響力という点からは正当といえる。

(109) *Ibid.*, p. 82.

(110) *Ibid.*, p. 83.

(111) *Ibid.*, p. 79.

人を汚すものは内から来るのである。⁽¹¹²⁾

従って、すべての人が職業、任務に就かなければならない。「職業 (calling) はわれわれの生活を維持する為にのみ指定されたのではないのだから、たとえ生活が成立ち、自分と家族とが食べていく物質的手段が充分にあったとしても、職業を放棄したり見捨てたりしてはいけない。それは神が君に任せられた委託物なのであり、その委託物を確保すべきなのである。」⁽¹¹³⁾

角度を替えて表現すれば、calling には二つの側面があるということになるだろう。(1) calling は現世の真只中で果されなくてはならない。「もし君が現世に就く者でありたくないのなら、現世を出て行ってはいけない。」⁽¹¹⁴⁾ そうではあるが、(2)あくまで calling において「神と共に」歩むのでなければならない。だから、職業に心を奪われすぎてはいけない。「現世は一定の距離を保ちながら扱われるべきである。現世に関わるのはよい、しかし交わってはいけない。」「特殊召命」において神と共に歩むべきであるが、それが「一般召命」を妨げるようであってはいけない。むしろ両者が相互に益になるように対処すべきである。⁽¹¹⁵⁾

それでは、どのように使命を果すべきなのか。一言をもって表現すれば、こうである。「君の役割と職業とにおいて神と共に歩もうとすれば、上なるもの (heavenly things)、神のものによって君の特殊召命を霊化 (spiritualize) しなければならない。……教会の集り・祈り・義務の遂行においてばかりでなく、水を運んでいる時にも、そうしなさい。」⁽¹¹⁶⁾ この職業を「霊化する」とは具体的にどういうことか。第1に、職業において勤勉でなければならない。神は勤勉を命じ、勧め、それに報われる。従って、職業において、怠惰でありながら、神と共に歩むことはできない。⁽¹¹⁷⁾ 怠惰はすべての悪の育ての親であり、休暇は悪魔の時間である。人は無為によって悪を知る。……正当で合法的な職業すなわち calling によって怠惰を避けることが常にできるだろう。⁽¹¹⁸⁾ 第2に、職業において他人に対し誠実でなければならない。⁽¹¹⁹⁾ 第3に、世俗的職業に密着しすぎてはいけない。現世を愛してはいけない。⁽¹²⁰⁾ 第4に貪欲であってはいけない。職業は富を得る為にあるのではなく、それによって神と共に歩む為にあるのである。⁽¹²¹⁾ 第5に自分の職業の道と奥義 (the way and mystery of

注(112) *Ibid.*, p. 80.

(113) *Ibid.*, p. 81.

(114) *Ibid.*, p. 82. 「『天の都』への道はこの溼らな市の立っているちょうどこの町の中を通っている。それで、あの『都』へ行こうとして、しかもこの市を通りたくないと思う者はどうしても『この世から出て行』かなければならぬ」という J. Bunyan, *The Pilgrim's Progress* の有名な個処を想起させる。(The Works of John Bunyan, ed. by G. Offer, 1856; New York: AMS, 1971, Vol. III. p. 127. 竹友藻風訳『天路歷程』第1部・岩波文庫, 191ページ) この「世俗内禁欲」の逆説的表現のうちにピューリタンの「緊張」を読み取ることができる。

(115) Bridge, *op. cit.*, pp. 84-6.

(116) *Ibid.*, p. 87.

(117) *Ibid.*, p. 84.

(118) *Ibid.*, p. 76.

(119) *Ibid.*, p. 84.

(120) *Ibid.*, p. 85.

(121) *Ibid.*, p. 83.

your calling) によく通じていなければならない。⁽¹²²⁾

(五)

このように通観してくると、ピューリタンの「職業召命論」には明瞭な共通性がある。パーキンズ以前にも「職業召命論」があったことは前述の通りであるが、パーキンズのそれが最初の体系的な著作であり、それが17世紀の「職業召命論」に継承されていることは既述のところから明白である。以下にその要点に記せば、次のようになるであろう。

(1)世俗的職業・地位(「特殊召命」)は現世における神の召しであるから、神への直接的な務め(「一般召命」)と同様に、そこにおいて神に仕えるべき場である。それは神の栄光を増し加える為であると同時に、公共の福祉を目的とするものでなければならない。

(2)職業の内容は、「正当で合法的な」(honest and lawful)——この言葉はすべての論者が正確に繰返している——ものであれば、貴賤上下の区別はない。

(3)むしろ問題は、どのように職業労働に携わっていくかという点である。その場合、例外なく強調されるのは、「勤勉であれ」、「不正を犯すな」、「持続的であれ」、「世に狎れ親しんではいけない」等々である。要するに職業を「霊化」(spiritualize)せよというのである。王政復古期に出版された次のような書物の表題以上にこうした傾向を如実に表わすものはないであろう。ジョン・コリンズ(John Collinges, 1623-1690)の*The Weavers Pocket book: or Weaving Spiritualized* (1675)、ジョン・フラヴェル(John Flavell, 1630?-91)の*Navigation Spiritualized* (1682)及び*Husbandry Spiritualized* (1669)。

(4)職業労働の結果生じた富については、それについて論ずるすべてのピューリタンが、両義的態度をとる。第1に、富は人を食欲や怠惰に引きずり込む危険を具えている。しかし、第2に、富は正当な職業労働に対する神の祝福であるから、それ自体避くべきものではない。

(5)こうした論点を展開する時、かれらピューリタンの念頭にあったのは、商工業者や農民であり、事実上かれらが織り成す「市民社会」であった。ピューリタンが、時に生き生きと描き出すかれらの営みが、これを明瞭に示している。(商工業や農業への関心が一層深い場合には、例えば、売手と買手への具体的な忠告となって現われる。)しかし、その関心の方向は、これまた二面的であった。一方で、商工業者を形式的な意味での信仰的模範としながら、他方でかれらが如何に「商略と欺瞞」に陥り易いかを強調する。

ピューリタンの「職業召命論」は、ピューリタニズムそのものの拡張に伴って、16世紀末以来、次第に独立生産者に浸透していった。かれらは自らの職業に誇りをもち、勤勉に働き、不正を嫌い、

注(122) *Ibid.*, p. 83.

近世イギリスにおける職業エートスの展開

持続的に職業労働に従った。このように「繁栄への正しい道」を歩むことによって、富を掴む者も現われ、「敬虔は外的な繁栄に至る最上の道」(スウィンノック)、「真の敬虔と真の正直が最良の方策」(クラドック)という合い言葉は、次第に「経済的繁栄の為の」と読みかえられていく。しかし、職業を霊化するという間一髪⁽¹²³⁾のきわどいピューリタンの要求は、「欲望の体系」としての「市民社会」を用意すると共に、その「欲望」に歯止めをかけたのである。

(同志社大学文学部助教授)

注(123) ヘーゲル『法の哲学』(『世界の名著』35.)第2章市民社会、参照。